

看護職のための 再就業♡ ガイドブック



広島県ナースセンター

(厚生労働大臣許可 看護職員無料職業紹介所)
(公益社団法人広島県看護協会)

看護職として再スタートをめざすあなたへ

このガイドブックを手にしたあなたは、今、看護職としての再就業を考える中で、『自分が本当に復帰できるか』、『どうやって就業先を探したらよいか』など、さまざまな思いで過ごされていることでしょう。

広島県では、そんな皆さんをサポートするため、就業先の具体的な探し方や、知っておきたい情報などを掲載したガイドブックを作成しました。

近年、少子高齢社会のなかで保健医療福祉をはじめ、さまざまな分野で看護の力が求められています。皆さんがこれまでに積み重ねてきた「キャリア」や「人生経験」が必要とされており、是非とも自分の働き方をみつけて、力を生かしていただきたいと願っています。

広島県では、看護職としてあなたの力が発揮できるよう、広島県看護協会を「広島県ナースセンター」として指定し、このナースセンターで看護職の就業の相談・あっせんや再就業のための研修等を実施しています。再就業の不安を少しでも解消するため「広島県ナースセンター」をご利用ください。

看護は、人の一生にかかわり、その人がその人らしく生きることを支える素晴らしい仕事です。是非、皆さんが広島県に住み、「看護という仕事」と「生活」のバランスがとれた実り多い人生を歩まれることを心から願っています。

CONTENTS

第1章	再就業した方の体験談を見てみよう	4
第2章	医療機関におけるワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) 推進の取組	8
第3章	自分の働き方を決めよう	10
第4章	いざ！求人先を探そう	14
	1 広島県ナースセンター(看護職員無料職業紹介所)で探そう	
	2 ハローワーク(無料職業紹介所)で探そう	
	3 医療機関のHP	
	4 求人情報サイト(有料職業紹介所)	
第5章	広島県ナースセンターでは再就業の応援をしています	18
	1 看護職員復職支援研修(実践研修)	
	2 看護職のための再チャレンジセミナー	
第6章	就業するうえで知っておきたい制度	20
	1 給料のしくみ	
	2 税金	
	3 労働契約を結ぶとき	
	4 安心して働くための各種保険と年金制度	
	5 休日・休暇について	
	6 働き続けるための職場の対策	
	お問い合わせ	23

実際に再就業された方から『就業に至るまでの思い』、『今働き続けるために頑張っていること』、『働いている様子』などのお話を伺いました。その一部を紹介します。



一歩前に進んで 良かった…

ケース1

30歳
女性
看護師
病院勤務

病院に3年間勤務し、結婚を機に退職。家族は夫と2人の子ども（5歳・3歳）がいます。

子どもが入院した時、一生懸命働いている看護師さんの姿に心動かされました。後日、友人から復職支援研修のことを聞き「一歩前に出てみよう！」と決心し、近くの病院で10日間の研修を受けました。その研修を通して、看護師として働きたいという気持ちがさらに膨らみました。

その後、病院に採用していただき週4～5日、午前中のみ働いていますが、早く業務を覚えて仕事ができるようになりたいと思っています。

忙しい毎日ですが夫や職場の皆さんに助けていただきながら頑張っています。あの時、勇気を出して一歩前に進んで良かったと思います。



家族と子どもの 協力を得て…

ケース2

36歳
女性
看護師
病院勤務

病院の外来で2年、健診センターに3年勤務し、出産を機に退職しました。

子どもの小学校入学を契機に復職支援研修を受け、就業しました。家事と仕事をいかに両立させるか、子どもたちに寂しい思いをさせはしないかと不安でしたが、幸い家族や子どもの協力もあり、実際に困ったことはそれほどありませんでした。まさに「案ずるより産むが易し」でした。

就業後はこれまでよりも、さらに時間配分や効率を考えて仕事をするようになり、より責任感を持って取り組むようになったと思います。

就業して1年、今は「仕事が楽しい」と実感しています。生活にメリハリも生まれ、患者さんやスタッフの皆さんと接する機会を得て、毎日充実感があります。



再スタートの自分を 理解していただいて…

ケース 3

41歳
女性
看護師
病院勤務

病院に8年間勤め、夫の転勤を機に退職し、9年間育児に専念しました。

復職を考えていたときブランク9年で、知識不足や技術の未熟さ、子どもの発熱時の対応など不安は尽きませんでした。しかし、復職セミナーに参加し、同じ悩みを持つ方々との情報交換は、不安を和らげるものとなりました。

知人の勧めで広島県ナースセンターに相談し、背中を押してもらい、自宅近くの病院でパート勤務を始めました。

病院スタッフには長いブランクを経て、一からの再スタートであることを理解していただき、支えられながら勤務しています。また、この仕事を子どもたちが応援してくれていることが、何よりの喜びであり、励みにもなっています。



58歳でも就業できる 職場を求めて…

ケース 4

58歳
女性
看護師
デイサービス勤務

総合病院へ31年間勤務しましたが、更年期症状で仕事がつらく、精神的に落ち込み休職の後、55歳で退職しました。

その後は更年期症状も落ち着き元気になりました。しかし年金もなく、貯金を取り崩す生活に不安を感じていました。できることなら体力の続く日勤のみの職場へ復帰をしたいと思い、広島県ナースセンターへ登録しました。

幸い近くのデイサービスの求人の紹介を受け、無事就業でき、今は経済的にも落ち着いています。これまでの経験を生かし65歳までは続けられそうで喜んでいます。

2章

医療機関におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進の取組

最近、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の取組が全国的に行われており、県内の医療機関でもさまざまな勤務形態が用意されるなど、看護職のワーク・ライフ・バランス支援に積極的に取り組む職場が増えています。

どのような働き方であれば仕事を続けることができるのかを十分考え、希望する施設にはどのような働き方が用意されているか確認しておくことが大切です。県内の医療機関でどのような働き続けられるための制度や工夫がされているか、各施設の取組の一部を紹介します。



A 病院の取組

- 個人の希望に合わせた様々な勤務形態を導入。（日勤のみ、午前中のみ勤務など）
- 夜勤専従者を活用。
- 看護補助者の夜間勤務を導入し、看護職員の負担軽減を図る。
- 保育環境の整備
 - ①日勤から準夜勤務終了まで保育可能とし保育の延長を実施。
 - ②年末年始等も勤務日は院内託児所が利用可能。
 - ③小学校の春・夏休み等は6年生まで受け入れ可能。

A 病院の概要

- 開設者 **医療法人**
- 病院の種類 **単科・急性期病院**
- 病床数 **80床**
- 看護職員数 **83人**
看護補助者 **13人**



B 病院の取組

- ブランクのある人は短時間勤務から徐々に勤務時間の延長をしてもらっている。
- 小さな子どもがいる人はその人に適した多様な勤務形態で対応している。
- 職員のチームワークが良く、学校行事の参加や病気の際の休暇もお互い助け合うなど働きやすい職場風土づくりをしている。
- 離職者はほとんどいない。

B 病院の概要

- 開設者 **個人**
- 病院の種類 **診療所（有床）**
- 病床数 **18床**
- 看護職員数 **17人**
看護補助者 **8人**



C 病院の取組

- 職員のライフステージに沿った勤務形態での就業が可能。
- 医療安全対策の充実も職員の定着促進に繋がっている。
- 職員間の業務分担を見直し負担軽減を図っている。
- 年次有給休暇取得促進プランを策定し、誕生日や、リフレッシュのための休暇等の取得促進を図っている。

C 病院の概要

- 開設者 **医療法人**
- 病院の種類 **医療・療養・介護ケアミックス地域の基幹的病院**
- 病床数 **297床**
- 看護職員数 **138人**
看護補助者 **86人**

3章

自分の働き方を決めよう



自分は何で働くのか



自分の働く理由は何か

※ あてはまる項目にチェックをしよう！

- 子育てが少し落ち着き、看護の仕事に復帰したい
- 生活のため収入がほしい
- 資格を活かして（看護の仕事で）いきいきと生活したい



ここがポイント！

その人の働く理由によって、働く上での必要な条件やどういう働き方をすることも違ってきます。

また、働くことで今までの生活スタイルとは大きく変わります。

無理なく働き続けるにはどうしたらいいか考えてみましょう。

さらに、今まで以上に家族の協力が必要になります。家族それぞれが「変わることを」確認し、協力体制を整えましょう。



どんな働き方をしたいのか



① どこで働くか

※ 希望の場所にチェックをしよう！

- 病院（外来・病棟）
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 訪問看護ステーション
- 居宅サービス等
- その他（ ）



② 無理なく就業するための「あなた」の絶対条件は

※ これだけは！という項目にチェックをしよう！

- 通勤時間は片道30分以内である
- 希望する勤務時間しか働けない
- 夜勤はできない
- 残業はできない
- 希望日には必ず休暇が必要
- 子どもを預けるところが必要
- 希望する収入が必要
- その他（ ）





③無理なく就業するための「施設」に必要な絶対条件は

※ これだけは！という項目にチェックをしよう！

- 院内保育が完備されている
- 保育費の一部補助がある
- 短時間勤務制度がある
- 自分が希望する部署への就業が可能
- 職場の雰囲気が良い
- 年次有給休暇やその他の休暇を取りやすい風土がある
- キャリアアップの支援がある
- その他 ()



ここがポイント！

就業するにあたり、クリアしなければならない項目は整理できましたか？
その課題を解決するための情報を一部紹介します。

<子育てについて>

子育てサービスは各職場でいろいろと工夫されています。子育てや保育サービスの情報を収集・活用しましょう。地域の子育て情報は市町の保育関係課にお問い合わせください。

また、広島県のホームページ「イクちゃんネット⇒子育てナビ⇒仕事と子育て」でも保育施設をご覧になれます。

<病院・施設の見学について>

事前に病院・施設の見学をすることで、職場の様子を知ることができます。



ここがポイント！

<雇用形態について>

雇用形態（働き方）も多様化しています。雇用形態の違いを理解し自分にあったスタイルを選ぶことも重要なポイントです。契約期間や処遇などにも違いがあります！（表1）

短時間正職員とはフルタイムの正職員より1週間の所定労働時間が短い正職員をいいます。

表1 正職員・短時間正職員・パートの一般的な相違

	契約期間	退職金	昇進	育児休業	賃金など処遇
正職員	無期	○	○	○	正職員規定
短時間正職員	無期	○	○	○	正職員規定で時間に比例した待遇
パート	有期	×	×	△	差あり

（出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局の発表資料を一部改変）



4章

いざ！求人先を探そう

◎主な求人先の探し方を紹介します。

1 広島県ナースセンター(看護職員無料職業紹介所)で探そう

広島県ナースセンターは看護職のためのハローワークです。

※詳細は「お問い合わせ」(23ページ)です。

1 特徴

- 看護職として経験豊富な相談員が求職相談に応じます。
- 医療機関・施設の求人相談も行っているので詳しい情報提供が可能です。
- 就業までの研修等を紹介します。

2 相談日等

- 月～金曜日／9時～12時・13時～16時(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

3 探し方

- ステップ 1 まずお電話でご相談ください
☎ **082-293-9786**
- ステップ 2 求職登録をしていただき、就業の相談を行います
●自分の希望条件を伝えましょう。
●詳しい求人情報が欲しい場合も申し出ましょう。
(登録・相談は、来所・電話・インターネットで可能)
●インターネット[e-ナースセンター]から自宅でも求人情報の検索が可能です。
- ステップ 3 登録いただいた内容に合わせて、お仕事のあっせんをします
●直接質問ににくいことも担当者が代わって問い合わせします。
- ステップ 4 面接日の調整は、ナースセンターで行います
●事前の病院・施設の見学希望も調整します。
- ステップ 5 採用が決まったら必ず労働条件を確認しましょう。
※詳細は「労働条件」(20ページ)です。

広島県ナースセンターは、広島県が「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年11月施行)に基づき、広島県の委託により無料(求職・求人)職業紹介や相談業務のほか、看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)の確保に関する様々な事業をしています。



よくあるご質問

- Q** 広島県看護協会の会員でなければ、広島県ナースセンターを利用できないのですか。
- A** ●広島県看護協会の会員か否かは問いません。
●広島県ナースセンターはどなたでもご利用できます。
- Q** 広島県看護協会の会員でなければ、求職相談やインターネットの登録ができないのですか。
- A** ●広島県看護協会の会員か否かは問いません。
●広島県ナースセンターは、「看護職員無料職業紹介所」として国の許可を受け実施している県内唯一の看護職専門の求職・求人の職業紹介所です。
●求職者・求人者どなたでもネット登録し検索できます。
- Q** どれくらいの医療機関が求人登録しているのですか。
- A** ●医療機関・施設数としては500近くが求人登録しています。
●看護師の求人は約2,000人、准看護師の求人は約300人です。
- Q** どれくらいの方が求職のために登録や相談をしているのですか。
- A** ●約1,400人の看護職の方が登録されています。
●相談は、1年間で約4,000件あります。
- Q** 実際にどれくらいの方が再就業しているのですか。
- A** ●1年間で約600の方がナースセンターを活用して就業しています。

2 ハローワーク(無料職業紹介所)で探そう

1 特徴

- 窓口で相談しながら、希望条件に合った求人と一緒に探します。
- タッチパネル式の求人検索端末を自分で操作して求人を探することができます。
- 履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーに参加していただくこともできます。
- 採用決定後も、労働条件について疑問がある場合、相談に応じます。

2 探し方

ステップ 1 ハローワークへ求職申込みをしましょう
●就きたい仕事、働きたい条件を決め自分の条件を伝えましょう。

ステップ 2 応募したい求人を探しましょう
●窓口で相談しながら、希望条件に合った求人と一緒に探します。
●タッチパネル式の求人検索端末を自分で操作し求人を探します。
●ハローワークインターネットサービスから自宅でも求人情報の検索が可能です。
(<https://www.hellowork.go.jp>)

ステップ 3 応募準備をしましょう
●応募には、履歴書と最近では職務経歴書も必要な場合があります。

ステップ 4 求人へ応募しましょう
●直接質問しにくいことも担当者が代わって問い合わせします。

ステップ 5 採用が決まったら必ず労働条件を確認しましょう
※詳細は「労働条件」(20ページ)です。

次のハローワークに、広島県ナースセンターの相談員が出張して相談に応じています。

出張日時については [広島県看護協会](#) で検索

●広島 ●広島西条 ●呉 ●尾道 ●福山 ●三原 ●三次 ●可部 ●広島東 ●廿日市

知っ得情報!

求人票はどこをどうみたらよいのでしょうか。

求人票の見方

- ① どのような仕事ですか?
→求人票で最も重要な項目です。看護業務の内容について確認しましょう。
- ② 通勤時間はどれくらいかかりますか?
→就業場所の確認と通勤手当の確認をしましょう。パートの場合、通勤手当の上限額が低い場合があります。
- ③ どのような経験・資格が必要ですか?
→求人者が重視する条件の一つです。ご自身の経験・資格と照し合せてみましょう。
- ④ どのような雇用形態ですか?
→雇用形態を確認しましょう。正職員と正職員以外では、労働条件が異なります。
- ⑤ 労働条件は希望に合っていますか?
→賃金、就業時間、休日などの条件を確認しましょう。

- 求人条件に多少の相違があっても、能力・経験によっては面接に至るケースもあります。
- 求人票を見るポイントは希望する労働条件などでも異なります。
- 求人票の内容は、事業主の方が明示した募集条件です。
採用時の賃金・労働条件については、事業主の方と再度確認をしてください。

3 医療機関のHP

- その医療機関の最新の採用情報がわかります。
- 病院見学会など、日時や申込方法等がHPに掲載されているところもあります。
医療機関に出向き話を聞くことで職場の雰囲気を感じることもできます。

4 求人情報サイト(有料職業紹介所)

- 求職者側(看護職)は無料ですが、求人側は紹介料や手数料の支払いが必要です。活用する場合は、慎重にされることをお勧めします。

5章

広島県ナースセンターでは再就業の応援をしています

広島県ナースセンターでは次の研修・セミナーで再就業の応援をしています。

1 看護職員復職支援研修 (実践研修)

ブランクがあり技術などの不安がある方におススメ! です。

対象者 広島県在住の未就業の看護職有資格者で、できる限り早い時期に、県内の病院等への就業を希望される方。
※ただし、過去にこの事業に参加した人は対象となりません。

研修場所 研修受入病院 (県内の多くの病院に研修病院として協力いただいています)

研修コース これまでの経験や希望などから選択します。
【看護コース】 5日間・10日間・15日間
【助産コース】 20~30日間

※実践研修の前に、事前に基本的な看護技術等の研修が必要な方には、「事前研修」(年2回/3日間)で講義や技術演習をしています。

研修内容

<例>

- ・病院の看護の概要
- ・患者参画の看護の展開
- ・看護記録
- ・医療機器の取り扱い、検査データの見方
- ・感染防止対策
- ・医療安全対策
- ・看護技術(採血、注射、輸液、褥瘡ケア等)
- ・助産コースにおいては助産技術等

受講料

無料(研修期間は保育料の助成もあります)

受講者の声

- ・ブランクがありとても不安でしたが研修を通し再就業に向けて自信ができました。
- ・同じような気持ちで参加している人と話ができ励みになりました。



よくあるご質問

Q 復職支援研修を受けた病院へ就職しないといけないのですか。

A 復職支援研修を受けた病院へ就職する義務は負いません。就職相談は広島県ナースセンターで応じています。

Q 復職支援研修では希望した研修(注射の実習等)を受けることができますか。

A 研修受入病院へは事前に研修生の希望内容をお知らせしていますが、全てを実施することが難しいこともありますのでご了承ください。

Q 看護職としての経験があまりないのですが研修を受けることができますか。

A 看護職員としての経験が少ないかほとんどない方には、実践研修の前に、基礎的な看護の復習を含めた事前研修(3日間)を年2回実施していますのでご相談ください。

2 看護職のための再チャレンジセミナー

今すぐではないが再就業を考えている方におススメ! です。

対象者 再就業を考えている方

研修場所 市町で開催

研修時期 8月~11月頃/各回1日(13時15分~15時30分)

研修内容

<例>

- ・最近の看護職の働く環境や仕事について
- ・復職体験者からのメッセージ
- ・職場復帰までの流れ
- ・交流会&就業相談

受講料

無料(託児可能)

受講者の声

- ・復職された方の話をお聞きし就業に向け前向きに考えることができました。
- ・再就業の喜びと知恵や工夫をお聞きし、就業を検討しています。

6章

就業するうえで知っておきたい制度

1 給料のしくみ

求人情報では諸手当含む「給与総額」が示されていることもあります。税金や健康保険料などの控除内容も理解しておきましょう。(表2)

表2 給料のしくみ

基本給 (A)	給料のベース。施設の給与規定。賞与の支給基準も「基本給×月数」で表わされることがある。
基本給に加算 (B)	住居手当・通勤手当・夜勤手当・超過勤務手当等
控除額 (C)	健康保険料・年金保険料・雇用保険料・所得税・住民税・その他(組合会費など)
差引支給額 (D)	$D=(A+B)-C$

2 税金

収入が一定額を超えると住民税や所得税が課税されます。例えば、収入が年間100万円を超えると住民税、103万円を超えると所得税がかかります。

3 労働契約を結ぶとき

労働契約を結ぶときには、使用者が労働者に労働条件をきちんと明示することが義務付けられています。特に重要な次の5項目については、口約束だけでなく、きちんと書面を交付しなければいけません。

<労働条件>

- ① 契約はいつまでか (労働契約の期間に関する事) *
- ② どこでどんな仕事をするのか (仕事をする場所、仕事の内容)
- ③ 仕事の時間や休みはどうなっているか (仕事の始めと終わりの時刻、休日・休暇、休憩時間、交代制勤務のローテーション等)
- ④ 賃金はどのように支払われるか (賃金の決定、計算と支払いの方法、締切りと支払いの時期)
- ⑤ 辞めるときのきまり (退職に関する事(解雇の事由を含む))

(労働基準法第15条)

※労働契約を締結するときに期間を定める場合と、期間を定めない場合があります。一般的に、正職員は長期雇用を前提として特に期間の定めがなく、アルバイトなどパートタイム労働者は期間の定めがあることが多いです。

4 安心して働くための各種保険と年金制度

働く施設ではどのような制度に加入するのか確認しましょう。

種類	主な内容
健康保険	・労働者やその家族が病気やけがをしたときや出産、死亡した時などに必要な医療給付や手当金を支給する制度
厚生年金保険	・労働者やその遺族の生活の安定と保障を行う制度 ・老後の生活保障のための「老齢厚生年金」、病気やけがなどにより重度の障害を負った場合の「障害厚生年金」、被保険者が死亡した場合の「遺族厚生年金」について給付を受けることができる制度
雇用保険	・労働者が失業した時、生活の安定と就職の促進のために失業等給付を行う保険制度 ・1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある人は適用対象 ・加入は事業主の責務で保険料は労働者と事業主の双方が負担
労災保険	・業務が原因によるけがや病気、死亡(業務災害)、通勤途中で事故に遭った場合などに、国が会社に代わって給付を行う制度 ・保険料は会社が全額負担。パートやアルバイトを含むすべての労働者が給付の対象

5 休日・休暇について

休日は毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければなりません。(労働基準法第35条)

<年次有給休暇>

労働者は、6ヵ月継続して雇われていて全労働日の8割以上出勤していれば、10日間の年次有給休暇をとることができます。非常勤でも、要件を満たせば付与されます。

(労働基準法第39条)

6 働き続けるための職場の対策

看護の仕事は、人の命に寄り合い、その人がその人らしく生きることを支える仕事です。心身ともに負担がかかりがちな看護職員に対して、適切な対応をすれば、心身ともに健康で働き続けることができます。

職場での対策の一部を紹介します。

項目	主な内容
医療安全・労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 安全な医療の提供は施設の責務。個人個人の注意や努力はもちろん必要だが、施設では軽微なミスが大きな事故につながらないようなシステム作りに入力している。万一、不幸にして医療事故が起きたときにも当事者個人の責任追及より組織全体での再発防止を図っている。 また、医療の現場は職業感染や放射線被曝、患者からの暴言・暴力などさまざまなリスクが存在している。施設はこれらから職員を守り、健康で安心して働ける体制を整えている。 医療事故が訴訟などに発展したときのサポートを行う保険制度が設けられている。
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> 施設では、給料とは別の援助・サービスを設けている場合もある。
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設ではさまざまな子育て支援策を講じている。例えば、妊娠中の勤務緩和、産休・育休、育休からの復帰支援、夜勤免除、短時間勤務、院内保育、病児保育、子の看護休暇、子どもの行事の休暇など。
相談・サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 職場でのトラブル、不安、落ち込んだときは一人で抱え込まず、まず身近な同僚や指導者などに相談する。施設によっては職員のメンタルヘルスのために相談窓口を設けている。
研修体制	<ul style="list-style-type: none"> 看護の専門職として、自ら学び自己の能力向上を図るためには、組織の研修支援体制が重要で、施設では研修の取組が進められている。

参考文献／はたさぽ・ナースのはたらくサポートブック・(日本看護協会)、
2009 職場づくりサポートブック (日本看護協会)

お問い合わせ

広島県ナースセンター

TEL 082-293-9786 FAX 082-295-6749

〒730-0803 広島県広島市中区広瀬北町9-2 (広島県看護協会会館1階)

メールアドレス: hiroshima@nurse-center.net

広島県看護協会

検索

URL: <http://www.nurse-hiroshima.or.jp>

相談受付時間 月曜～金曜<9時～12時・13時～16時(休業日:土曜・日曜・祝日・年末年始)>

アクセス



バス

広島駅 → 別院前
広島バス (祇園大橋行)

広島バスセンター → 広瀬町
広島電鉄バス (可部行)
広島交通バス (安佐南区方面行)

※「別院前」下車徒歩約1分
※「広瀬町」下車徒歩約5分

JR

広島駅 → 横川駅
山陽本線 (五日市・岩国行)
可部線 (緑井・可部行)

西広島駅 → 横川駅
山陽本線 (広島行)

※「横川駅」下車徒歩約10分

タクシー

広島駅から広島県看護協会まで
約20分

市内電車

のりかえ
広島駅 → 十日市町 → 別院前
広島電鉄バス (可部行)
広島電鉄バス (可部行)

広島西広島 → 別院前
広島電鉄バス (可部行)
広島電鉄バス (可部行)

広島港 → 紙屋町東
広島電鉄バス (可部行)

※「別院前」下車徒歩約1分

看護職のための再就業ガイドブック

発行：広島県健康福祉局
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
TEL 082-513-3057 (ダイヤルイン)
委託先：広島県看護協会